

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第35号

瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 瀬戸市職員の給与に関する条例(昭和36年瀬戸市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては1</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 <省略></p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p> <p>当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p>

<p><u>00分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の37.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に、6月に支給する場合には100分の1.2</u>、<u>12月に支給する場合には100分の1.35</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の80</u>、<u>12月に支給する場合には100分の90</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額<u>に100分の1.2</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額<u>に100分の80</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	284,800	313,500	326,600	391,700	416,500
	2	142,700	193,500	229,500	286,900	315,600	328,600	394,000	418,800
	3	143,900	195,300	231,000	288,900	317,800	330,800	396,200	420,900
	4	145,000	197,100	232,600	290,900	319,900	333,000	398,600	423,100
	5	146,100	198,700	234,100	292,900	322,000	335,100	400,400	425,100
	6	147,200	200,500	235,800	294,900	324,000	337,300	402,400	427,200
	7	148,300	202,300	237,300	297,000	326,100	339,400	404,300	429,300
8	149,400	204,100	238,900	299,000	328,100	341,600	406,100	431,400	

9	150,500	205,800	240,300	301,000	330,000	343,500	408,000	433,100
10	151,900	207,600	241,800	303,100	332,100	345,500	409,800	434,900
11	153,200	209,400	243,400	305,100	334,100	347,600	411,600	436,900
12	154,500	211,200	244,800	307,200	336,200	349,600	413,500	438,900
13	155,800	212,600	246,300	309,000	337,700	351,400	415,300	440,800
14	157,300	214,400	247,800	311,100	339,600	353,400	416,800	442,600
15	158,800	216,100	249,100	313,200	341,500	355,200	418,300	444,400
16	160,400	217,900	250,500	315,200	343,400	357,100	419,900	446,100
17	161,700	219,600	252,000	317,100	345,100	359,100	421,500	447,900
18	163,200	221,300	253,700	319,100	347,000	361,000	422,800	449,400
19	164,700	222,900	255,400	321,200	348,900	363,000	424,100	450,800
20	166,200	224,500	257,200	323,300	350,700	364,900	425,300	452,300
21	167,600	226,000	258,800	324,700	352,600	366,900	426,500	453,700
22	170,300	227,700	260,600	326,700	354,400	368,800	427,800	455,000
23	172,900	229,300	262,300	328,600	356,200	370,800	429,100	456,300
24	175,500	230,900	264,000	330,700	357,900	372,800	430,300	457,500
25	178,200	232,200	266,000	332,600	359,300	374,300	431,500	458,500
26	179,900	233,700	267,900	334,500	360,600	376,100	432,300	459,200
27	181,600	235,100	269,700	336,500	362,000	377,900	433,100	460,000
28	183,300	236,400	271,500	338,400	363,400	379,500	433,900	460,700
29	184,800	237,700	273,200	340,300	364,700	381,300	434,500	461,400
30	186,600	238,900	275,100	342,200	365,600	382,700	435,200	462,200
31	188,400	239,900	277,000	344,000	366,700	384,200	435,900	462,900
32	190,100	241,100	278,700	345,900	367,800	385,800	436,600	463,500
33	191,700	242,400	280,400	347,400	368,600	387,200	437,400	464,000
34	193,200	243,600	282,300	348,800	369,500	388,400	438,200	464,600
35	194,700	244,800	284,100	350,300	370,400	389,600	438,600	465,200
36	196,200	246,100	286,000	351,800	371,300	390,700	439,300	465,800
37	197,500	247,000	287,600	353,400	372,200	391,800	439,800	466,300
38	198,800	248,400	289,300	354,200	373,000	393,000	440,200	466,800
39	200,100	249,800	291,100	355,400	373,800	394,200	440,600	467,200
40	201,400	251,300	292,900	356,400	374,600	395,300	441,000	467,500
41	202,700	252,700	294,600	357,300	375,300	396,000	441,400	467,800
42	204,000	254,100	296,300	358,400	376,000	396,700	441,800	468,100
43	205,300	255,500	297,900	359,300	376,700	397,400	442,200	468,400
44	206,600	256,800	299,500	360,400	377,400	398,100	442,500	468,700
45	207,800	258,000	301,200	361,300	377,900	398,700	442,800	469,000
46	209,100	259,300	302,900	362,000	378,500	399,300	443,200	469,300
47	210,400	260,700	304,500	362,700	379,100	399,800	443,500	469,600
48	211,700	262,000	306,200	363,400	379,800	400,200	443,800	469,900

49	212,800	263,300	307,300	363,800	380,200	400,600	444,100	470,200
50	213,900	264,400	308,800	364,400	380,900	400,900	444,400	470,500
51	214,900	265,700	310,300	365,100	381,500	401,200	444,700	470,800
52	216,000	267,000	311,900	365,800	382,100	401,500	445,000	471,100
53	217,100	268,000	313,500	366,100	382,500	401,800	445,300	471,400
54	218,100	269,100	315,100	366,800	383,100	402,100	445,600	
55	219,000	270,400	316,700	367,500	383,700	402,400	445,900	
56	220,000	271,700	318,200	368,200	384,300	402,700	446,200	
57	220,600	272,800	319,700	368,500	384,700	403,000	446,500	
58	221,500	273,800	320,900	369,100	385,200	403,300	446,800	
59	222,300	274,800	322,100	369,800	385,700	403,600	447,100	
60	223,200	275,900	323,300	370,400	386,300	403,900	447,400	
61	223,900	277,100	324,000	370,700	386,600	404,200	447,700	
62	224,900	278,100	324,900	371,300	387,000	404,500		
63	225,700	279,000	325,700	372,000	387,400	404,800		
64	226,600	280,000	326,500	372,600	387,800	405,100		
65	227,300	280,700	327,400	373,000	388,100	405,300		
66	228,100	281,600	327,800	373,500	388,400	405,600		
67	229,000	282,300	328,500	374,100	388,700	405,900		
68	230,100	283,200	329,300	374,600	389,000	406,200		
69	230,800	284,200	330,100	375,100	389,200	406,400		
70	231,500	285,000	330,800	375,700	389,500	406,700		
71	232,100	285,800	331,500	376,200	389,800	407,000		
72	232,900	286,600	332,200	376,500	390,000	407,200		
73	233,700	287,400	332,700	376,900	390,200	407,400		
74	234,400	287,900	333,300	377,400	390,500	407,700		
75	235,100	288,300	333,800	377,800	390,800	408,000		
76	235,700	288,800	334,400	378,200	391,000	408,200		
77	236,400	288,900	334,700	378,600	391,200	408,400		
78	237,200	289,300	335,200	379,100	391,500	408,700		
79	238,000	289,500	335,600	379,500	391,800	409,000		
80	238,700	289,900	336,100	379,900	392,000	409,200		
81	239,400	290,100	336,500	380,200	392,200	409,400		
82	240,100	290,300	337,000	380,700	392,500	409,700		
83	240,800	290,700	337,500	381,100	392,800	410,000		
84	241,500	291,000	338,000	381,500	393,000	410,200		
85	242,100	291,300	338,300	381,800	393,200	410,400		
86	242,800	291,600	338,700	382,300	393,500	410,700		
87	243,500	291,900	339,200	382,700	393,800	411,000		
88	244,200	292,300	339,600	383,100	394,000	411,200		

89	244,900	292,600	339,900	383,400	394,200	411,400		
90	245,400	293,000	340,300	383,900	394,500	411,700		
91	245,800	293,300	340,800	384,300	394,800	412,000		
92	246,300	293,700	341,200	384,700	395,000	412,200		
93	246,600	293,800	341,400	385,000	395,200	412,400		
94		294,000	341,800	385,500	395,500			
95		294,400	342,300	385,900	395,800			
96		294,800	342,700	386,300	396,000			
97		295,000	342,800	386,600	396,200			
98		295,300	343,300	387,100				
99		295,700	343,700	387,500				
100		296,100	344,000	387,900				
101		296,300	344,300	388,200				
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200	349,500					
115		300,500	349,800					
116		300,900	350,100					
117		301,100	350,600					
118		301,300	350,900					
119		301,600	351,200					
120		301,900	351,500					
121		302,300	352,000					
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 瀬戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第24条に規定する職員以外の<u>全ての</u>職員に適用するものとする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) <省略></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「給料表8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。</u></p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 <省略></p> <p>2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第24条に規定する職員以外の<u>すべての</u>職員に適用するものとする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある<u>子及び孫</u></p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) <省略></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が<u>ない場合</u>にあつては、そのうち1人については1万1,000円）とする。</u></p>

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) <省略>

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) <省略>

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開

始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員等以外のものが給料表8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額

子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(勤勉手当)

第21条 <省略>

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第14項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額

<p>に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>に、<u>6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで <省略></p> <p>附 則</p> <p>1から17まで <省略></p> <p>18 附則第14項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
--	--

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の特例）</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて</p>	<p>（給与の特例）</p> <p>第5条 第2条第1項の規定により任期を定めて</p>

採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
<省略>	<省略>

2から5まで <省略>

(給与条例の適用除外等)

第6条 <省略>

2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
<省略>	<省略>

2から5まで <省略>

(給与条例の適用除外等)

第6条 <省略>

2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第6条 <省略>	第6条 <省略>
2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の	2 特定任期付職員に対する給与条例第12条の

2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

2第1項、第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第12条の2第1項中「給料表」とあるのは「給料表及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年瀬戸市条例第4号）第5条第1項の給料表」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瀬戸市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。））による改正後の給与条例及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。））による改正後の任期付職員条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項、第12条第1項及び第3項の規定の適用については、第11条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「給料表8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合において、扶養親族たる子がないときにあつてはそのうち1人について9,000円）」と、第12条第1項中「その旨」とあるのは

「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者及び扶養親族たる子のないものが新たに扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子又は当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とし、第1項第2号の次に、次の2号を加える。

- 3 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - 4 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項第3号及び第4項の規定は

適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条第3項の規定の適用については、第11条第3項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「給料表8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「6,500円、同項第2号」と、第12条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。

（委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。